



今月の表紙 4月8日(月) 増毛小学校 入学式

今月の主な内容

2～5P … 令和6年度 教育行政執行方針

6～7P … まちの話題

(小中学校入学式、認定こども園あつぷる入園式 ほか)

8P … 介護保険料変更、診療所医師着任

12P … 目指せ! 高血圧ゼロのまち

15～18P … 暮らしの情報

(「増毛町春の味まつり2024」の開催について ほか)



増毛町公式
ホームページ
QRコード



令和6年度 教育行政執行方針

令和6年第1回定例議会において、佐藤敏治教育長から令和6年度教育行政執行方針が示されましたので、概要を掲載いたします。なお、全文については、増毛町HP (<https://www.town.mashike.hokkaido.jp>) に掲載しております。

はじめに

令和6年度における教育行政執行方針を申し上げ、議員並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

教育には、「人格の向上と完成をめざし、社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」という目的があります。

子どもたちが、それぞれの目標に向かって、生き生きとたくましく成長できるよう、また、町民の皆さんが日々の生活に充実を感じ心豊かで健康に暮らすことができるよう、教育行政を進めてまいります。

近年、増大するメディア情報や、教育機関等からの一方的な要請もありますが、町民や子どもたちにとって、何が必要で、何を優先すべきかをしっかり見極めながら、教育施策に取り組んでまいります。

また、本町の教育関係者の考えや、過疎地域の教育現場の厳しい現状なども、関係機関へ積極的に発信してまいります。

以下、「学校教育」、「幼児教育」、「家庭教育」、「社会教育」ごとに申し上げます。

学校教育

一人一人の児童生徒が、自らの良さや可能性を認識するとともに、あらゆる人を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手として成長できるよう、教職員と一体となり教育施策を推進してまいります。

小・中学校には、職員室と普通教室を中心にエアコン設置整備を行い、児童生徒の学習活動環境の改善と、教職員の職場環境を整えてまいります。

以下、5つの「増毛町の学校教育重点目標」に沿って主な取り組みについて申し上げます。

1 自ら学び、考える力を育てる学習指導の充実

【考動力の育成】

子どもたちが、日々の学びや経験から得た基礎・基本を知識として活用し、「自ら考えて動くことができる力」を育成してまいります。

【学力の育成】

全国学力・学習状況調査や各種の学力テストの結果を検証し、学

習面の課題解決に向けた授業改善や、小中連携の強化、家庭との連携による望ましい学習習慣の定着などの取り組みを推進してまいります。

また、加配制度の活用により、習熟度別授業や小学校での専科授業などを実践してまいります。さらに、学習支援員を配置して学力の底上げを図ってまいります。

【ICT教育】

教科指導等においてICTを効果的に活用し、学習への興味・関心を高め、子どもたちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、今年度も、教員の教材研究や研修を深めて授業改善を図ってまいります。

【英語教育】

ALT（外国語指導助手）の活用による児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図り、中学生の英語力向上のための英検I・B・Aの活用と、英検受験料の助成を継続して英語教育の充実を図ってまいります。

【小・中学校の連携】

増毛町教育振興会が中心となり、義務教育9年間を見とおした教育指導の更なる充実をめざして、相互授業参観や児童生徒の交流授業など、子どもたちにとって有益な

取り組みを深めてまいります。

【学習環境の支援】

経済的な理由により就学が困難な家庭に対し、就学援助制度による支援を継続してまいります。また、保護者負担の軽減施策として、通学用カバン・中学生ジャージの寄贈、学校活動保険掛金・スキー授業リフト代・体育柔道着などの町費負担、教材費・中体連参加費用・学力検定料・修学旅行経費などの助成、学校給食費・高校通学費の補助、校外活動のスクールバス運行などを継続いたします。

2 地域の自然・文化に触れ、豊かな体験をおとしたふるさと学習の充実

生まれ育った増毛の豊かな自然や伝統・文化を知り、地域への愛着や親しみから、ふるさとを大切に思う気持ちを育てるため、田植えや稲刈り体験学習、町内の行事への参加や、職場体験、増毛山道などの地域の歴史学習を通じて、町の恵まれた素材に触れ、また、ボランティア活動や高齢者との交流を通して地域への愛着やつながりを育むことで、ふるさと学習の充実に努めてまいります。



3 自己を問い、自ら律する心と、他を思いやる心を育てる道徳教育の充実

学校における人権教育を含めた道徳教育では、家庭での躾や規範意識の育みを基に、道徳科を要とした学校教育活動全体を通じて、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、話し合い、考えを深め、表現する力を育むことができるよう、学習活動の充実に努めてまいります。

4 生命の尊さを自覚し、自ら心身を鍛え育てる健康と安全指導の充実

【いじめ】

いじめは、人としての尊厳を傷つけ生命の危険をも招くことから、絶対に許されない行為であるという意識を児童生徒に徹底し、全教職員が共通認識のもと、積極的認知と適切な指導に努めてまいります。また、「いじめ防止対策推進法」の条文には、学校が取り組むべき内容が数多くありますが、子どもの責任を有する保護者への強い啓発も必要と考えます。

【不登校】

不登校の原因には、子どもたち自身の無気力、不安感、生活習慣の乱れ、怠学傾向など様々な要因が見られますが、初期段階での認知と対応の継続が大事であり、教職員、保護者、スクールソーシャルワーカーとの連携を深め、状況の改善に取り組んでまいります。

【身体づくり】

小学校では、体育エキスパート教員の配置による体育授業の充実や体力づくりの推進に努めております。また、町内小中学生の運動機会の増進を目的に、体育施設の個人使用料の減免を継続してまいります。

5 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導、必要な支援を行う特別支援教育の充実

特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、個別での支援・指導が可能となるよう支援員・介助員を配置して、学習や学校生活の支援の充実に努めてまいります。「就学前児童生徒等情報連絡会議」を定期的に開催しており、担当教諭や関係機関が連携して子どもたちの状況を把握し、円滑な接続に努めてまいります。

また、留萌管内には小中学生を受け入れる特別支援学校がなく、専門性の高い特別支援教育を身近な場所で行うことができない環境にありますので、特別支援教育の地域格差解消に向け、関係機関への要望を継続してまいります。

幼児教育

幼児教育には、人格形成の基礎を培う重要な役割があり、特に保護者は親の役目として、幼児期に躾や愛情、物事の善し悪しなどを育む責任があります。

しかし、近年では社会生活の多様化や家庭環境の変化により、家庭で培われるべき幼児期の教育を他者に委ねている現状が多くあり

ます。

このような社会状況の中で、「認定こども園あつぷる」における幼児教育の役割はますます重要となっておりま。

こども園では運営方針の基に、成長段階における躰の育みや意思の芽生えなどについて親との共有を図り、子どもの心の思いや声を聴き、幼児一人一人の多様性の尊重に心がけ、幼児の教育活動を推進してまいります。また、小学校との連携を図り、義務教育への円滑な接続に努めてまいります。



家庭教育

教育基本法の第10条家庭教育では「保護者は、子の第一義的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自律心を育成し、心身調和のとれた発達を図るように努めるものとする」とあります。

子どもの躰や規範意識、正しい生活習慣や思いやりの心などの、人としての基本的な育みは親の役目であり、学校は、家庭で育まれた意識や行動を社会性の中で成長させる場です。各家庭で子どもとふれあう時間を増やし、親が模範となり家庭の教育力の向上を果たしていただくよう啓発を続けてまいります。

近年、学力の低下が懸念されていますが、その原因は家庭学習の時間が少ないことが第一に上げられています。本町では教職員が作成した小中学生用の「家庭学習の手引き」を各家庭に配付しており、家庭内での約束ごととして、家庭学習の習慣化を促進してまいります。

社会教育

社会教育では「だれもが住みた

い、住み続けたい、ふるさと増毛をめざして」を教育目標とし、増毛町社会教育中期計画の基本方針に基づいて、様々な学習や体験を提供し、町民の皆さんが日々の生活に充実を感じ、心豊かで健康に暮らすことができるよう、施策の工夫を図りながら各種の社会教育事業を進めてまいります。

1 学習や社会参加への意欲を高める生涯学習活動

すべての年代を対象に、それぞれのライフステージに対応した学習機会や情報提供を続け、生涯を通じて学ぶ喜びに触れ、生きがいを感じられる暮らしの実現をめざしてまいります。

【推進事業】

幼児教育では、幼少期からの読書習慣の定着をめざし、絵本の読み聞かせや元陣屋での絵本まつりを継続しながら、豊かな情操形成に努めてまいります。

少年教育は、「ましかキッズ体験隊」を中核として、様々な体験を通して学習意欲を高め、郷土の魅力に気づく機会となるような活動を進めてまいります。

青年・成人教育では、住民のニーズを把握し、社会教育委員と



連携しながら時代に即したワークショップ等を実施し、学習意欲の充足に取り組んでまいります。

女性教育は「さくらコミュニケーション学級」において、生活に根差した学習や実技講習などを実施しながら、女性の主体的な活動の推進に努めてまいります。

高齢者教育は「暑寒大学」において、各種の学習・交流を続けながら、学生以外の高齢者にも幅広く情報提供を行い、より多くの方に生涯学ぶことの楽しさを伝えてまいります。

2 地域文化の創造を目指す 芸術文化活動の推進

人の創造性や感性を育み、生活に潤いを与え、地域に豊かさをもたらすことを目的に、継続した芸術文化事業を展開してまいります。また、「文化協会」との連携を図り、各サークルの支援と育成普及に努めてまいります。

【推進事業】

児童生徒を対象とする芸術鑑賞事業は、今年度、小学生向けにパントマイム演者によるステージショーを開催し、観覧者の参加も促しながら、多角的に楽しめる舞台で豊かな情操の育成をめざしてまいります。

町民スクールでは、開かれた学習の場として多彩な講座を計画しており、運営委員会への効果的な支援に取り組んでまいります。

増毛町の文化財とその歴史的背景に多くの関心を高めるため、文化財周遊事業や史跡を巡る文化財見学ツアーを継続してまいります。

【元陣屋】

収蔵する郷土資料を活用しながら、町の歴史的側面の魅力を発信してまいります。

図書室では、図書館協議会を通じて学校の図書室とも連携を深め、

IT機器を活用しながら、より多くの子どもたちに読書の楽しさを啓発してまいります。

また、「元陣屋からのお知らせ」の配付や魅力ある図書紹介の掲示を継続し、生涯にわたる読書活動の推進に努めてまいります。

【旧商家丸一本間家】

駅前観光の中核を担う側面も踏まえ、各種の催しやスマートフォンを使用した音声ガイドなどを活用し、さらなる有効利用と入館者の増加をめざしてまいります。

また、企画展を開催し、本間家と共に歩んだ増毛町の歴史なども幅広く伝えてまいります。

3 スポーツ・レクリエーション 活動による生きがいある 生活の実現

スポーツは、健康な心身と充実した生活を保つための重要な要素です。スポーツ団体を支援し、様々な事業を展開することで、誰もが手軽にスポーツを楽しめる機会を提供しながら、人々の生活が豊かになるよう努めてまいります。

【推進事業】

「健康づくりウォークラリー」は、幅広い年齢層の方に気軽に楽しんでもらうため、町民の健康意識が高まるよう工夫

を図りながら継続いたします。

マラソン大会「ましけラン」は、体力増進と健康づくりを目的に、より幅広い世代への参加を募り大会の充実を図ってまいります。

町内のスポーツ団体が継続して開催しております各種の大会は、町の主要スポーツイベントであり、引き続き支援してまいります。



【スポーツ施設】

体育館は、内部の改修工事を毎年実施してきましたが、昨年は外壁の防水塗装工事を終え、快適な

環境での利用促進を図ってまいります。

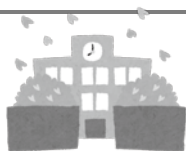
屋内グラウンドは、昨年床面のメンテナンスを実施しており、安心安全な環境での利用促進を図ってまいります。

パークゴルフ場は、社会教育事業でも定期的な活用を図りながら、多くの町民の皆さんに楽しく利用していただけるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

温水プールは、水中運動講習会や子ども水泳教室を実施し、幼児・児童用の遊泳エリアを設けるなど、潜在的な需要の掘り起こしに努めてまいります。

むすび

以上、令和6年度の教育行政執行方針について申し上げましたが、子どもたちが郷土を愛し、将来に向かって生きる力と豊かな心を育み、また、町民の皆さんが生き生きと学び、心豊かに過ごすことができるよう、増毛町の教育の推進に全力で取り組んでまいりますので、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。



まちの入学式・入園式



町内の小中学校で入学式が行われ、増毛小学校（安居和校長）11名、増毛中学校（嶋本敏幸校長）21名の新入生が、希望と期待に胸を膨らませ新たな一歩を踏み出しました。

学校関係者や保護者が見守る中、担任教諭が新入生一人ひとりの名前を呼び上げると、新入生の大きな返事が響き渡り、凜とした立ち振る舞いを見せてくれました。

認定こども園あつぷる（村上仁園長）で行われた入園式では、1名の園児がはじめて会うお友達や先生方に緊張しつつも、これからの新生活にワクワクしている様子でした。

4/8
(月)

増毛小学校入学式



4/8
(月)

増毛中学校入学式



4/9
(火)

認定こども園あつぷる入園式



3/25
(月)

子ども達が集中して 木札を取り合う

～増毛町子ども下の句かるた大会～



町子ども下の句かるたサークル（及川沙織代表）主催の「子ども下の句かるた大会及び全町下の句かるた交流大会」が、文化センター1階和室で開催されました。

第一部では4歳から70代まで18名が出場、第二部では小中学生の12名が出場し、木札を取り合い、数々の熱戦を繰り広げました。選手たちは読み手の声に耳を澄ませて集中し、素早い手さばきで木札に向かっていました。

4/11
(木)

林野火災への対策を確認

～増毛町林野火災予消防対策協議会～



文化センターにおいて、令和6年度増毛町林野火災予消防対策協議会が開かれ、出席した約30名が、町内における林野火災への予消防対策について情報交換を行いました。

令和5年に北海道で発生した林野火災は19件で、その殆どが人為的な過失によるものと考えられています。管内では林野火災は起きていませんが、空気が乾燥し全国的にも火災が起きる件数が多くなる4～5月までの対策をより一層進めていくことを確認しました。

4/11
(木)

山岳遭難防止対策を確認

～増毛町山岳遭難防止対策協議会総会～



文化センターにおいて、令和6年度増毛町山岳遭難防止対策協議会総会が開かれ、出席した約30名が、事業報告の他に山岳遭難事故の対策等について情報交換を行いました。

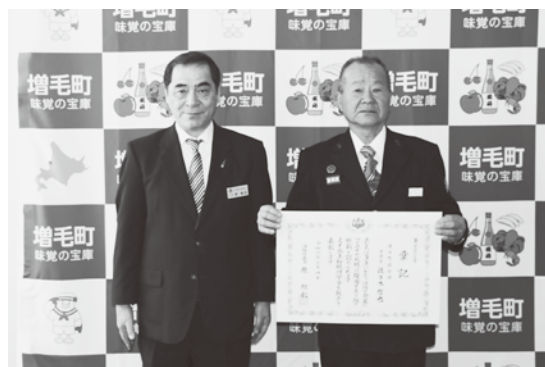
町内では令和元年6月15日に山菜採りで遭難となった事案があります。慣れた山でも事故に繋がることを忘れずに十分注意しましょう。

また、近年クマの目撃情報が多く寄せられておりますので、これから山菜採りなどで入山する方は、万全の準備をしておきましょう。

4/16
(火)

永年勤続功労章を授章

～令和5年度消防庁長官表彰伝達式～



令和5年度消防庁長官表彰の伝達式が町役場で行われ、増毛町消防団第4分団の佐々木哲也さんへ堀雅志町長から永年勤続功労章が手渡されました。

佐々木さんは昭和60年4月に増毛町消防団第4分団に団員として拝命。以降39年にわたり、勇猛果敢な消火活動により被害を最小限に食い止めるなどの地域防災に貢献した功績や、救急救助業務の推進など、多くの功績が顕著であると認められました。

65歳以上の方の介護保険料について

介護保険料が変更になります



町では、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険計画の策定に合わせ、**65歳以上(第1号被保険者)の保険料を改正しました**。今回の改定に伴い、保険料の区分が第9段階から第13段階へ変更されています。保険料は表のとおりです。

なお、令和6年度の介護保険料額等と納付方法を記載した納入通知書は、7月中旬に発送予定です。

課税区分		区 分		R5 保険料年額	R6～R8 保険料年額
本人が町民税非課税	非課税世帯	第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 本人年金収入額等が80万円以下の方	22,000円	18,000円
		第 2 段階	本人年金収入額等が 80万円超120万円以下の方	36,600円	30,700円
		第 3 段階	本人年金収入額等が120万円超の方	51,200円	43,400円
	課税世帯	第 4 段階	本人年金収入額等が80万円以下の方	65,800円	57,100円
		第 5 段階	本人年金収入額等が80万円超の方	73,100円 (基準額)	63,400円 (基準額)
本人が町民税課税		第 6 段階	合計所得金額が120万円未満の方	87,800円	76,100円
		第 7 段階	合計所得金額が 120万円以上210万円未満の方	95,100円	82,500円
		第 8 段階	合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	109,700円	95,200円
		第 9 段階	合計所得金額が 320万円以上420万円未満の方	124,300円	107,900円
		第10段階	合計所得金額が 420万円以上520万円未満の方	—	120,600円
		第11段階	合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方	—	133,300円
		第12段階	合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方	—	146,000円
		第13段階	合計所得金額が720万円以上の方	—	152,300円

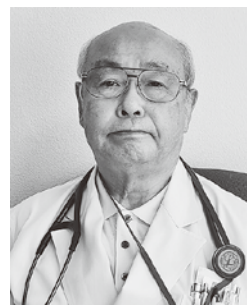
【お問合せ先】福祉厚生課・介護保険係 (☎53-3111)

～ 市街診療所医師着任のお知らせ ～

令和6年4月より、望月秀克(もちづき ひでかつ)医師が町立市街診療所に着任しましたのでお知らせいたします。

○プロフィール

広島県出身。愛知医科大学卒業後、平成5年に北海道真狩村の診療所で勤務の後、北見市にて望月医院を開業。令和5年8月からは介護老人福祉施設けあ・ばんけいにて勤務。趣味は旅行で全国を回ることです。



草の特別収集について

町では、6月に家庭の周りから出る「草」を無料で収集します。
無料収集は、6月と8月の2回を予定しています。

【草の出し方】

- 中が透けて見えるポリ袋に入れて出してください。
- 指定日以外に出す場合は、不燃系埋立ごみとなります。
- 使用しているゴミステーションの横に、午前9時までに出してください。



【草の特別収集日】

収 集 日	収 集 地 区
6月3日(月)	阿分、信砂、舎熊、箸別、湯の沢 『ステーション番号 1～54、192、200』
	中歌、港町、見晴町、市街地区（海岸通線から3丁目通線まで） 『ステーション番号 55～106、196、202～206、208』
6月10日(月)	市街地区（4丁目通線から暑寒沢まで） 『ステーション番号 107～166、201、207』
	別荘、岩尾、雄冬 『ステーション番号 167～191、193～195、197～199』

◆◇ 杉、松、おんこ等の針葉樹のせん定枝も収集します！ ◇◆

枝の長さを1m未満（太さ5cm未満）にして、1mくらいの紐で縛り、上記の日程に合わせて使用しているゴミステーションの横に午前9時までに出してください。

※針葉樹以外の通常のせん定枝は収集しませんのでご注意ください。

【お問合せ先】 留萌南部衛生組合（☎43-2555、43-2588）
役場町民課・町民環境係（☎53-1112）

合併処理浄化槽設置整備事業のお知らせ

町では、公共下水道管渠布設済地域を除く地域を対象に合併処理浄化槽を設置する家庭に対し、補助金を交付する「合併処理浄化槽設置整備事業」を実施しています。

浄化槽の設置を計画している方は、次の合併処理浄化槽設備工事指定業者にご相談ください。

なお、設備工事については、次の合併処理浄化槽設備工事指定業者でなければ補助金の交付を受けられません。

■合併処理浄化槽設備工事指定業者 (令和6年3月31日現在)

- (有) タナハシ設備
南畠中9、☎53-1361
- (有) 土橋建設
暑寒町3、☎53-3369
- (株) 原田設備工業
旭川市、☎0166-73-5260

■補助金額

- 5人槽 390,000円
- 6～7人槽 474,000円
- 8～10人槽 660,000円
- 単独転換 上限 300,000円

※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換すること。

【お問合せ先】 役場町民課・町民環境係（☎53-1112）

⚠ 要注意！ 山菜採り遭難 ⚠

～搜索費用の一部は自己負担～

増毛町の山岳遭難事故は、過去5年間で3件発生し、その3件の全てがタケノコ採りなどの山菜採りで山に迷う遭難です。

増毛町では搜索活動に係る費用の一部を遭難者に負担して頂いています。山菜採りで入山する場合は、慣れた山でも事故につながることを忘れずに十分注意してください。

また、近年熊の目撃情報が多く寄せられておりますので細心の注意が必要です。

●過去の事案

令和元年6月15日、信砂地区に山菜採りに入ったグループのうち1名が遭難。13時に仲間の110番通報を受け、警察署員14名、消防署員5名、増毛山岳会2名、町職員3名で搜索。道の防災ヘリ出動も発見には至らず。警察、消防で引き続き搜索したところ、18時過ぎに遭難者を発見しました。

【お問合せ先】・増毛町山岳遭難防止対策協議会
(役場商工観光課) ☎53-3332
・留萌警察署 ☎42-0110

山菜採りの心構え5カ条

(北海道警察本部提供)

1. 詳しい行き先と帰宅予定時間を必ず家族などに知らせる。
2. 単独での入山をできるだけやめ、同行者との位置を互いに確認する。
3. 目立つ服装(赤・黄色系)に配慮し、天候の急変に備え雨具や保温効果の高い被服を携行する。
4. 携帯電話、笛、鈴、ラジオ、非常食などを携行する。
5. 迷ったら自分の位置を冷静に判断し、落ち着いて行動する。むやみに歩き回らないで、搜索隊に発見されやすい場所を探す。笛、ラジオ、鏡の反射などで搜索隊への合図をする。

□■ 狂犬病予防注射・畜犬登録のお知らせ ■□

5月13日(月)			5月14日(火)		
実施日	実施時間	実施場所	実施日	実施時間	実施場所
5月13日	9:00～9:10	見晴町 旧増毛小学校(町民グラウンド)横	5月14日	9:00～9:15	弁天町1 旧商家丸一本間家駐車場
	9:15～9:20	佐賀 薫様宅前	5月14日	9:20～9:35	畠中北町 栄町自治会館跡地
	9:25～9:30	加藤六二様宅前	5月14日	9:40～10:00	南暑寒町3 ホームマックニコット増毛店駐車場
	9:35～9:40	箸別生活館前	5月14日	10:05～10:25	畠中町2 メモリアルパーク駐車場
5月13日	9:45～9:50	含熊連合自治会館前	5月14日	10:30～10:35	別山恒三様宅前
	9:55～10:00	含熊駅跡地	5月14日	10:40～10:45	別山小学校跡地
	10:05～10:10	カーメンテミノル様前	5月14日	10:50～10:55	工藤國弘様宅前
	10:20～10:25	赤平政和宅前	5月14日	11:00～11:05	大別山自治会館前
5月13日	10:30～10:35	旧阿分小学校前	5月14日	11:20～11:30	岩老 岩尾温泉あったまーる前
	10:40～10:45	工藤 純様宅前	5月14日	13:00～13:20	南畠中町2 文化センター前
	10:50～10:55	信砂生活改善センター前	5月14日	13:25～13:45	南暑寒町3 ホームマックニコット増毛店駐車場
	11:00～11:15	含熊 濱田範子様宅前	5月14日	13:50～13:55	後藤果樹園前
5月13日	11:25～11:30	中歌 平館えり子様宅前	5月14日	14:00～14:05	富野果樹園前
	12:45～13:15	弁天町1 増毛駅前	5月14日	14:10～14:15	阿部果樹園前
	13:20～13:40	南畠中町2 文化センター前	5月14日	14:20～14:35	元陣屋前
	13:45～14:05	永寿町5 元陣屋前	5月14日	14:40～15:30	町内全域 個別訪問(訪問依頼分)
5月13日	14:10～14:30	弁天町3 増毛町役場前			
	14:40～15:30	町内全域 個別訪問(訪問依頼分)			

《狂犬病予防注射料金及び畜犬登録手数料》

◆狂犬病予防注射料金 1頭につき 3,240円(毎年1回の予防接種が法律で義務付けられています)

◆畜犬登録手数料 1頭につき 3,000円(生後91日以上は登録が法律で義務付けられています)

【お問合せ先】役場町民課・町民環境係 ☎53-1112



役場の新規採用職員紹介 2024

令和6年4月に増毛町役場にフレッシュな新規採用職員3名が入庁しました！町民の皆様、よろしくお願いします！！

みくに こういちろう

農林水産課農林係 **三 國 幸一郎**

出身地 増毛町

趣味・特技 スポーツ

町民の皆さんへ一言

いち早く業務内容を覚え、増毛町の方々に信頼される公務員になりたいと思います。



おかだ かな

町民課保険年金係兼戸籍係 **岡 田 華 奈**

出身地 留萌市

趣味・特技 ドラマを観ること・ピアノ

町民の皆さんへ一言

この度、町民課保険年金係兼戸籍係に配属されました。岡田華奈と申します。町民の皆様が快適に暮らしを送れるよう一生懸命仕事に取り組みます。

おがさわら ひろと

消防本部警防課消防係 **小笠原 大 翔**

出身地 増毛町

趣味・特技 サッカー

町民の皆さんへ一言

皆様の安全をしっかりと守ることのできる立派な消防士になれるよう努力します。また、先輩に後れを取らないように毎日を大切に過ごします。



「留萌南部衛生組合ごみ分別アプリ」をご活用ください！

留萌南部衛生組合のごみ分別アプリを配信しています。
便利な機能もたくさんありますので、この機会にぜひご活用ください。

■便利な機能

- ①ごみ分別方法の検索 ②ごみ収集カレンダーの確認
- ③ごみ収集日のお知らせ機能
- ④スマートフォンなどで分別方法や現在地から近い拠点
回収場所を検索



アプリのダウンロード方法は、下記の二次元バーコードを読み取るか、アプリストアで「留萌南部衛生組合ごみ分別」と検索しダウンロードしてください。

■ダウンロードはこちらから

Android 版



iOS 版



【お問合せ先】留萌南部衛生組合 (☎43-2555)

目指せ！高血圧ゼロのまち 5月17日は『世界高血圧デー』

高血圧は、脳卒中や心臓病など、命に関わる重大な病気の原因となりますが、自覚症状がないため『サイレントキラー』とも呼ばれています。そのため、高血圧の治療が必要と推定される方の約8割が、高血圧があるにもかかわらず治療を受けていないと言われています。

高血圧は、いまだに「自覚症状がなければ大丈夫」「血圧は少し高い程度、気のせい」と甘く考え、受診せずに放置してしまいがちです。高血圧を見逃さないために大切なことは、家庭血圧を測って普段の血圧を知ることです。世界高血圧デーを機に、家庭血圧測定を習慣にしましょう！

血圧の基準（高血圧治療ガイドライン2019より）

高血圧の分類と高血圧の基準（診察室血圧）

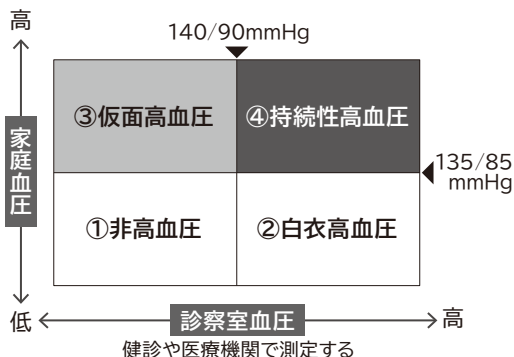
	収縮期血圧	拡張期血圧
正常血圧	120未満	80未満
正常高値血圧	120～129	80未満
高値血圧	130～139	80～89
I度高血圧	140～159	90～99
II度高血圧	160～179	100～109
III度高血圧	180以上	110以上

※正常高値血圧以上のすべての人に生活習慣改善を推奨

降圧目標の基準

	家庭血圧	診察室血圧
75歳未満 脳血管治療者 心血管治療者 糖尿病患者 尿蛋白(+)以上 抗血栓薬服用者	125/75未満	130/80未満
75歳以上	135/85未満	140/90未満

血圧は1回の測定で判断できません ～高血圧にもタイプがあります～



現在、高血圧の心配がなくても、仮面高血圧を見逃さないために、定期的に家庭血圧測定と、その記録を行きましょう！



血圧計は上腕式がオススメです！
血圧記録手帳は健康一番館、ら・さんて、唐木屋ファーマシーで配布していますので、ご利用ください！



	高血圧のタイプ	対 策
①非高血圧	家庭、診察室血圧ともに正常	適切な生活習慣、健診受診の継続
②白衣高血圧	家庭血圧は正常なのに、診察室血圧では高血圧になるタイプ	非高血圧と比べて将来の脳心血管病の発症リスクが高い →家庭血圧測定と記録、次年度の健診を確実に受診
③仮面高血圧	診察室血圧は正常なのに、家庭血圧では高血圧になるタイプ *10人に1人が仮面高血圧	治療が必要です
④持続性高血圧	診察室血圧、家庭血圧ともに高い状態	治療が必要です

【新型コロナについての相談窓口変更のお知らせ】

・北海道新型コロナウイルスワクチン接種相談センター 011-206-0359 (有料 平日8:45～17:30)
電子メール(随時受付) covid.wakuchin@pref.hokkaido.jp

・厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター 0120-700-624
[9:00～21:00 平日・土日祝日(令和6年9月30日まで)]

※北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター(コロナ全般の相談)は終了しました。

【お問合せ先】福祉厚生課保健指導係(☎53-3111)

融雪出水期による土砂災害に注意して下さい

今年3月に全戸配布した「防災ハザードマップ」には、いざという時の対応や避難情報ごとの行動などに加え最新の津波浸水想定区域と洪水・土砂災害想定区域が掲載されています。

特に土砂災害警戒区域等には、急傾斜地の崩壊・地滑り・土石流の発生しやすい危険個所が表示されていますので、自宅が警戒区域内なのかを確認するとともに、土砂災害の前ぶれ現象も確認しておきましょう。



山が崩れた！



がけが崩れた！



雪崩が起きた！



地面に亀裂が！

【お問合せ先】役場総務課（☎53-1111）

弾道ミサイル飛来時の行動について

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、Jアラートを通じて防災無線や携帯電話の緊急速報メール等によりメッセージを配信します。弾道ミサイルは発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが着弾した場合、激しい爆風や破片などで身体へ大きな被害を受ける可能性があります。

メッセージが流れたら直ちに以下の行動をとって下さい

屋外の場合

近くの建物の中または地下へ！

もしも近くに建物が無い場合は、

「物陰に身を隠す」または「地面に伏せ、頭部を守る」

屋内の場合

その場で安全を確保し、

「窓から離れる」または「窓がない部屋へ身を隠す」

詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ

国民保護

検索

増毛町空き家等除去補助制度

倒壊しそうな空き家をそのままにいませんか？

町内の防災、防犯、衛生、景観等の生活環境の保全及び緊急時に人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するための応急措置、空き家等を増やさないための対策として、町内施工業者により行う空き家等の除却工事に要する費用の一部を補助します。



①補助の内容

空き家等の建築物を解体除却する工事費用の1/2（上限50万円）を補助します。

※家財道具の処理費用は補助対象外です。また、増毛町内の登録業者でないと補助が受けられません。

②対 象 者

空き家等の除却工事を行う所有者又はその親族。

③対象建築物

建築物の構造や用途、個人、法人の所有を問わず、増毛町内に建っている全ての建築物が対象となります。ただし、国又は地方公共団体が所有又は管理する建物は除きます。

図 役場町民課・町民環境係（☎53-1112）

知って得する！ 農業者年金

保険料の全額が社会保険料控除の税制優遇措置を受けられます！

支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果を得られます。

課税対象所得	税 率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払分で控除される所得税＋復興特別所得税＋個人住民税の額の試算です。保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

○積立方式・確定拠出型の年金で、運用は安心です。

（制度発足以降20年間の運用利回りの平均は、年率で+2.94%です。運用益は非課税で年金原資として積み上がります。）

○年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金等控除を受けることができます。

○死亡一時金は非課税です。

途中脱退、再加入も可能です！

保険料の支払いが厳しい時などは、途中で脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納められた保険料については、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます。（脱退一時金はありません。）また、加入要件を満たせばいつでも再加入できるので、年金原資の積み立てを再開できます。

【お問合せ先】JA るもい増毛支所 ☎53-2027 農業委員会事務局 ☎53-1116

募 集

会計年度任用職員
増毛町立認定こども園
あつぷる保育教諭

■採用予定人員
1名

■勤務場所・職務内容
増毛町立認定こども園あつ
ぷる・保育教諭

■応募資格

幼稚園教諭免許、若しくは
保育士資格

■勤務時間

8時30分～16時45分

・準早8時00分～16時15分

・準遅9時15分～17時30分

※準早、準遅勤務の場合があ
ります。

■報酬

増毛町立認定こども園第1
号会計年度任用職員就業規則
による

■採用予定日

採用決定後、速やかに勤務

■選考方法

書類審査または個別面接

■申込方法

履歴書を5月24日（金）ま
でに左記へ提出願います。（郵
送可）

申込・問合せ先

教育委員会総務学校課

（☎5312427）

認定こども園あつぷる

（☎5312879）



観光ボランティアガイド
を募集しています

町観光協会では、増毛町に
観光にきたお客様へ観光ガイ
ドをしてくださる観光ボラン
ティアガイドを募集していま
す。

現在5名の方が登録し、年
間20件程度のガイドを行って
いますが、自分の都合のつく
時間に無理のない範囲で活動

していただいています。

観光ボランティアガイドに
興味のある方は、左記までお
問い合わせください。

町観光協会事務局（役場商
工観光課内）

（☎5313332）

お知らせ

「増毛春の味まつり
2024」地酒に甘
エビ、タコ、ホタテ！
の開催について

今年も「増毛春の味まつり」
を次の日程で開催します。

通行規制等がかり、町民
の皆さまにはご不便をおかけ
することと思いますが、町の
観光振興のため、ご理解とご
協力をよろしくお願いします。

なお、交通規制等の詳細に
ついては、広報5月号の折り
込みチラシをご覧ください。

■日程

5月25日（土）・26日（日）
10時00分～14時00分

■会場

駅前歴史通り周辺

町役場商工観光課（実行委員
会事務局）（☎5313332）



▲昨年の増毛春の味まつりの様子

増毛町結婚新生活支援
事業のご案内

令和6年1月1日から令和

7年3月31日までの間に婚姻
届を提出し、受理された世帯
に対して、新生活を始めるた
めの住居費及び引越費用の一
部を補助します。

■対象者

○夫婦ともに婚姻の日におけ
る年齢が39歳以下

○申請書提出時の世帯の所得
合計が500万円未満（貸
与型奨学金を返済している
場合は所得から控除できま
す）

○対象となる住宅が増毛町内
にあること

■補助対象

○新規の住宅賃貸費用（賃料、
敷金、礼金など）

○新規の住宅取得又は住宅リ
フォーム費用

○結婚に伴う引越費用

■補助金額

上限20万円

■各種様式

増毛町結婚新生活支援事業
補助金交付申請書等の様式は、
増毛町公式ホームページに掲
載しています。



事業のご案内

町役場総務課・庶務係

（☎531111）

あなたの町内にも、ぜひ
「自主防災組織」を設立
してください

防災会

設立した組織には、運営経費が助成されます。

■助成対象

阪神・淡路大震災や東日本大震災さらには今年1月1日に発生した能登半島地震など、全国各地で地震が発生し甚大な被害をもたらしています。

自主防災組織の設立・運営に対する助成

■助成金額等

次の①と②の合計額とし、1組織当たり毎年度1回交付します。

①基礎額…1組織当たり

1万円

②世帯数割…自主防災組織の加入世帯数に100円を乗

増毛町では、地域防災力の向上と住民の防災意識の高揚を図るために活動環境を整備することを目的として、各自治会において自主防災組織の設立を推進しています。

■届出等

自主防災組織設立届出書に次の添付書類を添えて提出して下さい。

【添付書類】

規約、組織図、計画書等

■交付申請書

設立済の自治会へ【自主防災活動助成金交付申請書】を5月上旬頃自治会長様宛に送付します。

■役場総務課・庶務係

(☎531111)

自転車の安全利用の
促進

■自転車も 歩行者優先 安全走行

令和5年度中、北海道において自転車乗車中に亡くなられた方は7人で、前年よりも5人減少しましたが、自転車に関係する人身事故は1,300件以上発生するなど前年を上回る結果となりました。

○交通ルール・マナーを守る

自転車はこどもから高齢者まで幅広い世代で使用される乗り物ですが、交通ルールやマナーを守らなければいけません。自転車は「軽車両」であり、車の仲間です。信号や停止場所での一時停止、歩行者優先など交通ルールをしっかり守り、交通事故防止に努めましょう。

○ヘルメット着用促進

令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。頭部の損傷は致命傷となったり、

重度の後遺症が残ったりする場合があります。事故の衝撃から頭部を守るため、必ずヘルメットを着用しましょう。

○自転車動画の紹介

北海道警察では、自転車の交通ルール遵守に関する動画を作成してホームページに掲載しています。是非視聴してください。

You Tube 北海道警察公式チャンネル「再確認！自転車の交通ルール」

○知っていますか？自転車運転者講習制度

自転車の講習に関し一定の違反行為（信号無視、通行禁止違反等）を3年以内に2回以上行った場合、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられます。

■留萌警察署

(☎4210110)

自転車用ヘルメット

購入費補助事業について

交通安全推進委員会では、

増毛町在住の19歳未満及び65歳以上の方に対し自転車用ヘルメット購入費の補助を行っております。

上限は3,000円となります。

詳しくはお問合せ先までご連絡願います。

※以前に助成を受けた方は対象外となります。

■町交通安全推進委員会事務局（役場町民課・町民環境係）
(☎5311112)



人権擁護委員制度を
ご存知ですか

6月1日は人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。相談内容についての秘密は守られます。また、相談は無料。難しい手続もあり

ません。

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、とても幅広い内容となっています。

気軽に相談できる場所として、人権相談所が法務局で常時開設されています。

また、市町村役場や公共施設などを利用して、特設人権心配ごと相談所が開設されることもあります。

町内の人権擁護委員は、吉田章さん、穂田美恵子さん、渋谷正之さんの3名で構成されています。

※相談については、次の問合せ先まで連絡願います。

相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

岡旭川地方事務局留萌支局
(☎4210492)

「人権擁護委員の日」 特設人権相談所開設

「人権擁護委員の日」特設人権相談所を増毛町文化センターにて開設します。

人権や家庭内問題、お金の貸し借り、いじめ等日頃の生活の中で自分で考えても解決できない、どんな小さなことでも相談に応じます。

なお、費用は無料で、相談内容は他に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

■日時

6月3日(月) 10時～12時

■場所

増毛町文化センター

■その他

相談をご希望の方は、当日会場まで直接お越しください。

岡役場町民課・戸籍係
(☎5311112)

町暑寒沢墓地の 利用について

■水道利用可能期間のお知らせ

今年の暑寒沢墓地の水道は『4月19日(金)～10月18日(金)まで』を利用可能な期間とさせていただきます。

■不在使用者の変更手続きのお願い

暑寒沢墓地の使用者として届出された方が死亡等により不在となった場合、使用者変更手続きをお願いします。

該当となるお墓を利用されている方は、町に使用者変更届を提出してください。

岡役場企画財政課・管財係
(☎5311110)

町営暑寒沢墓地の利用 について

増毛町合同墓の令和5年5月の納骨日について、お知らせします。

■納骨日

5月24日(金)

■納骨可能時間

9時30分～11時30分
14時00分～16時00分

※納骨を希望する場合は、必ず納骨日の前日までに申請手続き及び予約を完了してください。特に、他の墓地等からの改葬の場合は時間を要しますので、お早めの手続きをお願いします。申請手続きについては、増毛町役場公式ホームページまたは広報ましけ4月号をご覧ください。



増毛町合同墓について

※合同墓に一度納骨した焼骨は、取り出すことはできません。ご使用にあたっては申請する方だけで決めます。必ず他の親族等とご相談の上、検討してください。

岡役場企画財政課・管財係
(☎5311110)

📖 新着本案内

奇病庭園

ある時、人間に角が生える奇病が発生。その角はとても重かったため人間達は重さに耐えかねて次々と死んでいく。ところが、その角は美しかったため高額で取引されるようになり…。

川野 芽生 著



岡総合交流促進施設元陣屋 (電話 53-3522)

かってもまけてもいいんだよ ショウ・シーヌ 作

ゲームに負けると、すぐに怒り出す子馬のガストン。そんなガストンにママは優しく語りかけます。「勝っても負けてもいいんだよ」子どもの「悔しい」気持ちに静かに寄り添う絵本です。



消防演習のため サイレンを鳴らします

令和6年度消防総合演習のため、サイレンを吹鳴します。

■月日

5月19日（日）

■時間

1回目 午前10時30分
2回目 午前11時30分

正午の間

■範囲

市街地区

■方法

消防署及び出動車両のサイレンを同時に吹鳴します。

※当日の早朝より文化センター駐車場への駐車はご遠慮ください。

増毛町消防本部

（☎5312175）

不法無線局から 暮らしを守ろう！

不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及

ぼすだけでなく、警察・消防・

救急・防災・交通など、人命

にかかわる重要な無線通信を

妨害して、私たちの生活を脅

かします。

総務省北海道総合通信局で

は、電波の使われ方を監視し、

適正な電波環境の維持に努め

ています。

電波に関する困りごとやご

相談は、お問い合わせくださ

い。

国総務省北海道総合通信局

（☎01173710099）

飼っている犬の登録は お済みですか？

生後90日を経過した犬を新

しく飼われた方は、狂犬病予

防法の定めにより、犬の所在

地の市町村に登録をしなければ

なりません。

未登録の場合は、毎年5月

に町内全域を対象に実施する

狂犬病予防注射の案内文書が

発送されませんので、速やかに

登録をお済ませください。

■犬の新規登録料

3,000円（犬の登録は

一生に一度のみ）

■その他の手続き

次の場合は、費用はかかり

ませんがお手続きが必要です。

①犬が死亡したとき

②犬、又は飼い主の所在地が

変わったとき

③犬を譲渡した、または譲り

受けたとき

■手続き方法

左記にて手続き願います。

増毛町民課・町民環境係

（☎5311112）

デジタル時代に求めら れる消費者力とは

■悪質商法の被害にあわない

ための合い言葉「悪質業者は、

う・そ・つ・き」

【う】うまい話を信用しない

うまい話、絶対にもうか

る話には必ず大きな落とし穴

し穴・・・。

【そ】そうだんする

ひとりで判断せず、家族・

知人・相談機関に相談を。

【つ】つられて返事をしない

すぐに契約しない

悪質業者は、言葉巧みに

すぐ契約するように迫っ

てきます。

【き】きっぱり・はっきり断る

あいまいな返事をせず、

キッパリ、ハッキリ断る。



◇日曜当番医◇

【5月19日】（留萌市）

川上内科医院

（錦町4 ☎4316451）

※右記以外の土日祝日及び夜間診療は、かかりつけの病院へお問合せください。

空き家などの解体のご相談承ります

～ 倉庫や車庫などの解体もご相談ください！～

遺品整理などについてもご相談ください！

（遺品整理士認定協会認定）

一般社団法人 又村商事

登録番号：北海道知事（登）（-30）留第99号

代表 又村 春海

TEL 0164-53-2516 (090-3462-0060)

☎077-0207 増毛町筈別133番地の30

《この欄は、有料で商業広告などを掲載しています。》

増毛町の自治会長さんをご紹介します！

☆自治会長（57自治会）

区	氏名	区	氏名	区	氏名	区	氏名
1	佐藤 直	18	佐々木 康雄	25-2	本郷 茂	39	川島 優
2	小野 進	19	妻鳥 統	26	渡部 武利	41	西野 憲一
3	市川 一則	20-1	平戸 英夫	27	渡辺 芳久	42	山本 一良
4	加藤 順三	20-2	大塚 英昭	27-2	早坂 範子	43	小林 博
5	横木 一郎	21-1	川淵 勝司	28	土橋 文夫	44	佐藤 一弘
6	井貝 弘毅	21-2	野上 泰宜	29	吉田 章	45	佐藤 諭
9	大沼 清人	22-1	三國 竹己	29-2	宮津 敏之	46-1	田村 信義
10	合羽井 達男	22-2	赤島 春樹	29-3	奈良 淳雄	47-1	佐々木 弘幸
11	佐々木 一美	22-3	大西 末治	30	佐藤 善一	49	北田 紀彦
12	福岡 繁樹	23-1	丹保 裕子	32	小坂 泰昭	49-1	安居 和
13	佐藤 政幸	23-2	武田 由香理	34	一関 公男	51	村上 仁
14	鵜束 貴洋	23-3	竹内 廣中	35	浜本 幸夫	51-2	鈴木 彰
14-1	細谷地 早人	23-4	斉藤 貢	36	乗田 繁美		
16	又村 春海	24	佐藤 吉博	37	高田 真人		
17	木谷 辰彦	25-1	山郷 佳克	38	西村 大司		

☆連合自治会長（8地区）

地区	氏名
阿分	相馬 龍平
信砂	井貝 弘毅
含熊	合羽井 達男
箸別	又村 春海
東部	妻鳥 統
西部	渡部 武利
別苅	西村 大司
岩尾	山本 一良

令和6年4月30日現在：敬称略

町税等の納期について

上下水道料金
5月27日(月)

図役場上下水道課（☎53-1152）

固定資産税(第1期)
軽自動車種別割
5月31日(金)

図役場税務課・税務係（☎53-1114）

【編集後記】

広報ましけ5月号から新たに担当させていただくことになりました。増毛町の魅力溢れる広報紙を作成していきますので、よろしくお願いいたします。

(相馬)

【6月号への掲載希望 5月20日(月)まで】
図役場町民課・町民環境係（☎53-1112）



・掲載はありません。

◆増毛町社会福祉協議会へ（現金）

・伊原 てるさん（別苅）45区自治会へ

・鈴木 サト子さん（別苅）38区自治会へ

・小林 静子さん（別苅）44区自治会へ

○香典の一部から

◆各自治会等へ（現金）（受付順）

■ご厚志ありがとうございます■

自動車税種別割の納期限は5月31日(金)です！～忘れずに納期限までに納めましょう～

自動車税種別割は、4月1日現在運輸支局に登録されている所有者（所有権留保自動車の場合は使用者）に課税される税金です。

自動車税種別割納税通知書の発布日は、5月8日(水)です。

お手元に届かない場合は、札幌道税事務所自動車税部（☎011-746-1190）までご連絡ください。

自動車税種別割は、次の方法で納付できます。

- 留萌振興局や全国の金融機関での「窓口納付」
- インターネットサイトからの「クレジット納付」
- 指定の「コンビニエンスストア」での納付
- スマートフォンアプリを利用した「スマホ納税」
- 「インターネットバンキング」
- 「ペイジー対応ATM」からの納付

【お問合せ先】留萌振興局税務課納税係 ☎42-8418（8時45分～17時30分）

健康・暮らし・環境カレンダー

5/7火	●広報ましけ5月号発行 ●関節健康トレーニング 10:30～11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30～19:40 文化センター 可燃	22水	●脳生き生き音楽教室 10:30～11:30 健康一番館 ペット プラ
8水	●脳生き生き音楽教室 10:30～11:30 健康一番館 ●四種混合・五種混合・B型肝炎・ロタ予防接種 15:30～16:00 市街診療所 ペット プラ	23木	●ザ・サーキット 18:30～ 文化センター 生 資源2
9木	●ザ・サーキット 18:30～ 文化センター 生 資源2	24金	●ふまねっと運動教室 13:30～14:30 文化センター 不燃 か・び
10金	●乳幼児総合健診（個別通知）健康一番館 ●おはなしボトフ・プチ 13:00～15:00 健康一番館 ●ふまねっと運動教室 13:30～14:30 文化センター 不燃 か・び	25土	●増毛春の味まつり2024 1日目 ●本間家ミニ縁日 10:00～ 旧商家丸一本間家 ●旧増毛小学校校舎特別公開 （詳細は、教育委員会まで）
11土	●ふまねっと運動教室 13:30～14:30 文化センター	26日	●増毛春の味まつり2024 2日目 ●本間家ミニ縁日 10:00～ 旧商家丸一本間家 ●旧増毛小学校校舎特別公開 （詳細は、教育委員会まで）
12日	●乳がん子宮がん検診（個別通知）健康一番館	27月	生
13月	●狂犬病予防注射町内巡回① 生 木	28火	●定例行政相談所開設 10:00～12:00 文化センター ●関節健康トレーニング 10:30～11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30～19:40 文化センター 可燃 資源1
14火	●狂犬病予防注射町内巡回② ●関節健康トレーニング 10:30～11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30～19:40 文化センター 可燃 資源1	29水	●脳生き生き音楽教室 10:30～11:30 健康一番館 ●日本脳炎・二種混合・子宮頸がん予防接種 15:30～16:00 市街診療所 ペット プラ
15水	●脳生き生き音楽教室 10:30～11:30 健康一番館 ●ヒブ・小児肺炎球菌予防接種 15:30～16:00 市街診療所 ペット プラ	30木	●ザ・サーキット 18:30～ 文化センター 生
16木	●ザ・サーキット 18:30～ 文化センター 生 金属・危険	31金	●ふまねっと運動教室 13:30～14:30 文化センター 不燃 か・び
17金	●ふまねっと運動教室 13:30～14:30 文化センター ☆粗大ごみ申込受付最終日 不燃 か・び	6/1土	●増毛中学校第67回体育祭
18土		2日	
19日		3月	●「人権擁護委員の日」特設人権相談所開設 10:00～12:00 文化センター 生
20月	●乳幼児相談 9:30～11:30 健康一番館 生 粗大	4火	●総合健診（個別通知）旭川がん検診センター 可燃
21火	●関節健康トレーニング 10:30～11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30～19:40 文化センター 可燃	5水	●広報ましけ6月号発行 ●脳生き生き音楽教室 10:30～11:30 健康一番館 ●四種混合・五種混合・B型肝炎・ロタ予防接種 15:30～16:00 市街診療所 ペット プラ

家庭ごみの収集日について

マ ー ク の 見 方	生 生ごみ	可燃 可燃系埋立ごみ	不燃 不燃系埋立ごみ	プラ プラ製容器	ペット ペットボトル
	か・び かん、びん	木 木くず	金属・危険 金属類、危険ごみ	粗大 粗大ごみ	
	資源1 紙製容器、雑がみ、白色トレイ、発泡スチロール	資源2 新聞・チラシ類、雑誌、ダンボール、紙パック			

粗大ごみの収集について（毎月第4月曜日） 留萌南部衛生組合（電話43-2555・43-2588）

① 1回の収集につき5点までしか出すことができません。粗大ごみ収集の申込は9:00～17:00（受付最終日は15:00）までに、留萌南部衛生組合（電話43-2555・43-2588）に電話申込してください。その際にステーション番号を忘れずに伝えてください。

※「ごみ分別ハンドブック」では、申込は2日前の15:00までとなっていますが、増毛町の場合は、3日前（休日の場合、その前日）の15:00までとなります。

② ごみ袋販売店にて粗大ごみ処理券を購入し、当該粗大ごみに貼り付け、収集日の9:00までにごみステーション横又は自宅前に出してください。